

第1章 舞鶴市の下水道の歴史

本市の下水道の取り組みは早く、旧下水道法時代の昭和26年に旧軍港市転換法に基づく転換計画の中で厚生施設として計画されたのが始まりである。しかし昭和28年に死者53人を出した台風13号による未曾有の大災害を被り、その災害復旧を最優先させたため、計画決定を行ったのは新下水道法が施行された昭和33年である。

本市の公共下水道は、地形的に市街地が東・中・西の3地区に分かれていることから、当初はそれぞれを独自の処理区として計画した。事業着手は昭和35年で、人口集中度の高い東処理区から着手し、昭和44年に供用開始した。その後、災害復旧や失業者対策のために下水道に対する投資は制約を受け、積極的に取り組めるようになったのは昭和50年代半ばからである。

生活環境の向上や舞鶴湾の水質保全を図るため、昭和54年に東処理区の排除方式を一部合流式から分流式に、処理方式を中級処理（簡単な生物処理）から高級処理（生物処理）に変更し、施設の改善を図ってきた。平成20・21年度には最も古く老朽化の進んだ水処理施設の改築を行った。中処理区では当初計画を変更し、東処理区に統合して処理する計画で平成7年3月に事業認可を受けて事業に着手し、平成9年6月に供用開始した。

西処理区については、昭和51年策定の舞鶴港港湾整備計画で西浄化センター用地が第2埠頭再開発計画に位置づけられ、埠頭整備の進捗に合わせて昭和59年に処理場位置や処理区域の計画変更を行った。昭和60年からは管渠の整備を始め、平成2年に処理場の建設に着手し、平成7年5月に供用開始した。

一方、本市には周辺部にも多くの集落があり、とくに風光明媚な若狭湾国定公園にある集落は海水浴客や釣り客で賑わっている。そのひとつである野原地区は、昭和57年度から特定環境保全公共下水道事業で整備し、昭和59年7月から供用開始した。野原浄化センターは公共下水道では全国で初めての回分式活性汚泥法を採用した処理場であり、平成23・24年度には老朽化に伴う改築工事を行った。神崎処理区では平成10年度に事業認可を受けて、平成15年度に事業区域の拡大を行い、平成17年7月に一部を供用開始、平成21年1月にはすべて供用開始している。三浜・小橋処理区では平成11年度に事業認可を受け、平成16年4月から供用開始している。神崎処理区と三浜・小橋処理区の処理方式は、流入水量の変動に対応しやすいオキシデーションディッチ法を採用している。

また下水道類似施設としては、漁業集落排水事業を平成6年10月に成生地区、平成11年4月に田井地区、平成12年4月に千歳地区で供用開始した。農業集落排水事業では、平成10年4月に瀬崎地区、6月に大丹生地区、平成14年10月に平・赤野地区、平成15年10月に久田美地区、平成16年4月に池内地区、平成18年4月に佐波賀地区で供用開始し、三日市・上東・下東地区では平成21年6月に一部を、12月にはすべて供用開始している。白杉地区については平成24年7月に供用開始し、本市で計画する漁業・農業集落排水事業は全地区で完了した。

集合処理方式が難しい地区については、個人設置の浄化槽事業に加え、平成17年

度より市が設置・管理する公設浄化槽事業を行っている。

以上のように本市の水洗化事業は平成 7 年度に舞鶴市水洗化総合計画に定めた 5 種類の事業手法により事業を推進してきており、現在では普及率は 95%、実際に水洗化している利用者数は約 75,700 人となっている。これまでの計画では、目標を平成 27 年度全市水洗化とし、その時々々の社会情勢の変化により改定を行ってきた。平成 27 年 3 月には社会情勢や技術的課題への対応を考慮し、平成 32 年度を目処に水洗化を希望するすべての市民の水洗化実現（事業概成）を目指すこととして 5 度目の改定を実施した。

こうしたことから、事業概成に向け普及促進を図りつつこれらの下水道施設を適切に管理運営していくことも重要となっている。下水道事業を管理運営するための費用は、下水道事業が地方財政法で公営企業に位置づけられていることから、公費で負担すべき経費を除き使用料で賄うこととされている。

本市の下水道使用料は水道料金比例制でスタートし、水道料金の改定に合わせて数度の使用料改定を行った後、平成 14 年度には管理運営費を算出根拠とする使用料体系に改定し、平成 19 年度にも使用料改定を行った。一方、集落排水等はそれぞれの事業地区ごとに管理運営費に見合う使用料体系であったが、平成 22 年度に市の施策である「住んでみたい・住み続けてみたいまち舞鶴」の基本理念により使用料を統一した。しかしながら公共下水道と集落排水等の使用料体系の違いや、下水道事業の管理運営費に対する公費負担と利用者負担のあり方、経費節減策など様々な経営課題があることから、平成 24 年度に有識者や市民・各種団体の代表者の方に参集いただき、舞鶴市下水道事業あり方懇話会を開催し幅広い意見を伺った。平成 27 年 3 月には、人口減少等社会情勢の変化に応じた適切な施策を進めるとともに、効率的な事業運営を行うための基本計画として、「舞鶴市下水道ビジョン」を策定した。平成 28 年 3 月には使用料を改定するとともに、公共下水道と集落排水等で異なっていた使用料体系を統合する条例改正を行い、平成 28 年 10 月 1 日から施行することとなった。